

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月、7年11月から同年12月までの期間及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月
② 平成7年11月及び同年12月
③ 平成10年3月から同年10月まで

私は昭和27年から35年まで、A社に勤務していたが、同社を退職し脱退手当金を受け取った。

後年、年金の必要性和大切さを痛感していた矢先に、B市C区役所で男性職員に勧められたので国民年金に加入した。

60歳近くになって、年金のことを聞きに行った際に1か月分の国民年金保険料未納の指摘を受けたが、持参した年金手帳の領収印と照合して納付記録が訂正されたので事なきを得た。

その時に、60歳から65歳まで国民年金の任意加入が認められ、5年間納付すれば将来的に年金受給額は数十万円で、この間付加保険料を納付すれば、年金受給額は加算されると言われたので、毎月の国民年金保険料に付加保険料をプラスした。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に国民年金任意加入被保険者資格を取得し、同年同月から国民年金保険料を納付するとともに、国民年金加入期間については、60歳に到達するまで申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、国民年金被保険者の種別変更も適切に行うなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間①については、直前の平成5年11月から6年1月までの期

間及び直後の6年3月の国民年金保険料が過年度納付されているにもかかわらず、申立期間①の1か月のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、直前の平成7年2月から同年10月までの期間及び直後の8年1月から同年7月までの期間の国民年金保険料が、9年3月から10年8月にかけて、過年度納付することが可能な最後の月にそれぞれ1か月分が定期的に納付されていることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料についても、それぞれ過年度納付することが可能な最後の月である9年12月及び10年1月に納付されたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③については、平成10年4月1日に、国民年金任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できる上、直前の9年10月から10年2月までの国民年金保険料は、一括して10年11月9日に過年度納付されていることから、申立期間③のうち、国民年金保険料の過年度納付が可能な同年3月の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間③のうち、平成10年4月から同年10月までの期間については、上記の通り同年4月1日に、国民年金任意加入被保険者資格を喪失していることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月、7年11月及び同年12月並びに10年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和 55 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から 48 年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月

私は、昭和 55 年 10 月ごろ A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。そのころ、A 市の広報で特例納付ができるということを知ったので、数十万円ほど預貯金から引き出して夫婦二人分のすべての未納期間について、C 銀行 D 支店で保険料を一括納付した。

保険料を特例納付した動機は、将来年金額に影響が出るといけないとの思いがあったし、経済的にも余裕があったので夫婦二人分の保険料を納めた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 3 月に A 市 B 区役所で払い出されていることが確認できるところ、申立期間②の直前となる 54 年 12 月の国民年金保険料は過年度納付されているにもかかわらず、同様に過年度納付が可能な申立期間②の 1 か月のみが未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は第 3 回目の特例納付によって申立期間①及びその妻の未納とされている期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらないこと、及び申立人夫婦が婚姻したのは 56 年 10 月であることが確認できることから、申立人は第 3 回目の特例納付期間である 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日までの期間には、国民年金保険料を特例納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、このほか申立人が申立期間①の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 55 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで
② 昭和42年4月から43年12月まで

私の国民年金の加入手続と保険料の納付は、私の母が行っていた。同居の姉の国民年金の保険料は納付となっているのに私の分は未納となっている。私の姉は、厚生年金保険に加入していた時期があり、その間の国民年金保険料の還付を受けたことがあり、私の納付した保険料が姉の保険料として取り扱われた可能性があると思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月30日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年1月27日と記載されていることから、この時期に、申立人は国民年金に加入したものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人と同居し、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和36年4月に国民年金被保険者資格を取得してから60歳到達までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間②直前の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確

認できることを踏まえると、当該時期に納付可能な当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、当該手帳記号番号の払出時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及びその母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡し、当該期間の保険料の納付状況は不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答をもらった。

私は、未納期間が無いように国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

国民年金保険料は、納期限に遅れないように、納付書により銀行又は A 市役所の担当窓口で納付していた。

申立期間前後の納付状況を見ていただき、調査、検討をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格の喪失直後に国民年金に加入後、63 年 4 月に同資格を再取得するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その後も、厚生年金保険から国民年金への切替手続もほぼ適切に行っているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化が認められないこと、及び申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっていることなどを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月10日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和29年2月10日となっているが、同社には少なくとも30年ごろまでは勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚に照会した結果、連絡が取れた10人のうち6人が申立人を記憶しており、そのうち3人は、「少なくとも1年は勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該被保険者名簿によると、申立期間当時、当該事業所には43人から46人の被保険者がおり、このうち女性被保険者が16人から18人いることが認められ、これは、上記同僚のうち3人が、「当時の当該事業所には40人から50人前後の従業員がいた。」と供述している上、そのうちの二人が、「女性従業員は15人くらいいた。」と供述していることとほぼ一致する。

さらに、当該同僚のうち5人は、「当該事業所においては従業員全員を社会保険に加入させていたと思う。」と供述しており、当該事業所において昭和31年の途中から1年程度、社会保険関係事務を担当していたとする同僚は、

「当時は、年配の男性で歩合制の外交員数人を除き、すべて正規雇用であったから、在籍していれば社会保険にも加入していたはずである。」と供述していることから、申立期間当時において、当該事業所では、すべての内勤従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同職種の同僚の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類等が残されていないため不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和29年2月10日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 7 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 37 年 11 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 6 月 5 日から 40 年 1 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給されたこととなっているが、脱退手当金の制度自体を知らなかったため、受給していない。

退職後、社会保険事務所では何も手続をしていないので、脱退手当金を受給したとされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所での厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 19 か月であるとともに、当該事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票の前後（各 30 人）の被保険者で、被保険者資格喪失日が申立人の資格喪失日の前後各 2 年間にあり、脱退手当金の受給要件を満たしている女性は 7 人いるが、そのうち、当該事業所を最終事業所として脱退手当金を受給している者はいない上、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る最終事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 10 か月後の昭和 42 年 11 月 14 日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものは考え難い。

また、当該被保険者原票の前後（各 30 人）の被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある女性は 5 人であるところ、全員の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている一方、申立人の被保険者原票には「脱」の表示が記されていないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、「子育てが一段落したら、働こうと思っていた。」と申し立てているところ、昭和 48 年 4 月に厚生年金保険に再加入しており、申立内容に不自然さは無く、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年10月1日から6年7月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、事業主が当初届け出た標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成4年9月1日から6年7月26日まで
② 平成6年7月26日から12年2月1日まで
③ 平成15年4月1日から17年12月1日まで

申立期間①については、A社（平成6年8月27日にB社に商号変更）で役員（平成4年6月15日に代表取締役就任、同年9月12日に代表取締役を辞任後、取締役就任）として勤務していたが、同社の決算書にあるように役員報酬612万円を代表取締役と等分していたので、報酬月額は25万5,000円であったはずなのに社会保険事務所の標準報酬月額が20万円となっているのはおかしい。

また、当該期間のうち、平成5年10月から6年6月までの期間の標準報酬月額が20万円から9万2,000円にさかのぼって訂正されている。私はこのような訂正処理が行われたことを知らず、同意もしていない。

申立期間②については、C社に勤務し、当時の給与は30万円程度であったが、社会保険事務所の標準報酬月額は15万円となっているのは納得できない。

申立期間③については、D社に勤務し、当時の給与は20万円程度であったが、社会保険事務所の標準報酬月額は15万円又は9万8,000円となっているのは納得できない。

すべての申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成5年10月から6年6月までの期間については、

社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額が 20 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年7月26日）の後の7年8月8日付けで、当該期間に係る標準報酬月額が5年10月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由が見当たらない。

なお、申立事業所において取締役であった申立人及び同僚は、標準報酬月額の減額処理当時、申立人は申立事業所の業務運営に関与しておらず、名目的な役員であったと供述しており、申立人は同減額処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円と訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間①の標準報酬月額について、「A社でもらっていた給与額は25万5,000円であった。」として、20万円の標準報酬月額についても相違すると申し立てているが、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定は、申立人が申立事業所の代表取締役に就任していた時期の平成4年9月1日に行われている上、申立人の後任として申立事業所の代表取締役に就任した者は、「標準報酬月額20万円はおかしな額と思わない。経営的に余裕のある時には役員報酬のほかにプラスアルファのボーナスを受け取ったことがあった。」と供述している。

また、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「C社において30万円程度の給与をもらっていた。」と申し立てているが、申立事業所の経理担当者は、「申立人の標準報酬月額の記憶が無い。しかし、取締役だった申立人の給与から、届出の標準報酬月額を上回る報酬月額により厚生年金保険料を控除していたとしたら記憶に残るはずなのに、記憶は無く、そのようなことはしていない。」と供述している上、社会保険事務所の記録によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事

業主とは連絡がとれず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立期間③については、申立人は、「D社において 20 万円程度の給与をもらっていた。」と申し立てているが、申立事業所の事業主は、「平成 18 年 3 月に破産手続を終えていることから当時の資料が残っていないものの、標準報酬月額を低くして届け出た記憶が無い。倒産を回避するのに必死だったが、高い保険料を給与から控除し、少ない保険料で納付するというようなことはしていない。」と供述している。

さらに、申立期間②及び③において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成6年1月から同年8月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年9月26日まで

私が勤務していたA社では、給与の支給時には給与明細書を交付していなかったが、一時期、給与の遅配があったことから、同社から給料台帳の写しをもらった。その後、この給料台帳の給与額と社会保険事務所の記録する標準報酬月額を比べると相違することが分かった。

支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する申立事業所の給料台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成6年1月から同年8月までの期間は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所の事業主は「資料が無いので分からない。」と回答し、同事業所の承継会社であるB社は、平成13年7月10日に解散しており、

当該事業主と連絡が取れないことから不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成4年11月から5年12月までの期間については、事業主は、「当該期間に係る給料台帳等の資料を保管していない。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 18 年 7 月及び同年 8 月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

私が勤務していた A 社では、社会保険事務所に対して、従業員の厚生年金保険の標準報酬月額を過少に届け出ていることが分かり、私の標準報酬月額を訂正してもらったことがある。

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額についても訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を訂正又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないことから不明であり、ほかに確認できる

関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成 16 年 9 月から 17 年 3 月までの期間については、事業所では、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料を保管していないと回答している上、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いことから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成 17 年 4 月から 18 年 6 月までの期間については、
i) 17 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 18 年 6 月までの期間については、事業所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致していること、及び申立人が所持する「平成 17 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額は、賃金台帳の社会保険料控除額と概ね一致していること、ii) 17 年 9 月については、社会保険庁の記録において確認できる標準報酬月額が当該賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

福岡厚生年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格喪失日及びC社（現在は、D社）の資格取得日に係る記録を昭和36年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月21日から同年8月1日まで
昭和36年7月21日にA社から同社の関連会社であるC社に移籍したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、及び申立人と同時にA社からC社に異動した同僚等の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和36年7月21日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和36年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によれば、C社は、当初昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その後、37年11月29日に適用日が36年7月21日に変更されていることが確認できるものの、D社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1505

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 52 年 10 月 1 日に A 県の B 社 C 工場から D 県の同社 E 工場（F 社 G 工場、H 社 G 工場を経て、現在は、F 社 G 工場）に転勤となった際の同社 E 工場における厚生年金保険の資格取得日が同年 11 月 1 日となっていた。提出した在籍証明書のとおり退職等することなく継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、申立人が提出した F 社発行の在籍証明書、同社が提出した従業員台帳、及び同僚の供述により、申立期間においても、申立人が B 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、F 社 G 工場が保管する「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（副）」及び「厚生年金基金加入員資格取得および喪失決定通知書（副）」により、申立人の B 社 E 工場における資格取得日が昭和 52 年 10 月 1 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、F 社 G 工場が保管する「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（副）」の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 7 月 18 日に船員保険被保険者の資格を取得し、21 年 3 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 19 年 7 月から 20 年 3 月までは 55 円、同年 4 月から 21 年 2 月までは 60 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 3 月 25 日から 21 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）のC丸に甲板員として乗船していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に発行した在籍証明書及び同事業所が提出した申立人に係る船員カードの記録から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 19 年 7 月 18 日から 21 年 3 月 1 日までの期間、C丸に乗船していたことが認められる。

また、申立人の同僚については、当該事業所が保管する船員カードに記載された乗船期間と、社会保険業務センターが保管する船員保険被保険者台帳及び社会保険事務局が保管する船員保険被保険者名簿の被保険者期間がほぼ一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務局が保管するC丸の船員保険被保険者名簿を見ると、各被保険者の順番と資格取得日が前後して記載されており、同名簿に記載された被保険者6人のうち、一人は社会保険業務センターの船員保険被保険者台帳により被保険者記録を確認できない上、当該事業所が保有する他の船舶の船員保険被保険者名簿においても、各被保険者の順番と資格取得日が前後して記載されているほか、多数の被保険者について船員手帳番号欄、生年月日欄及び資

格取得年月日欄が未記載となっているもの、被保険者の資格喪失日が資格取得日より前の日付けになっているものが確認できるなど、船員保険被保険者に係る記録管理が不自然であることを踏まえると、申立期間当時、これらの名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元された可能性も考えられる。

このことについて、社会保険事務局は、「当該事業所の船員保険被保険者名簿については、生年月日欄や資格取得年月日欄が未記載となっているものが散見されることから、何らかの資料に基づき作成されたものと考えられるが、当時の関係資料は保存されていない上、当時の取扱いについても不明である。」と回答しており、これらの記録及び申立人の同僚の記録を前提にすると、申立人の船員保険被保険者記録は、当該被保険者名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 7 月 18 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の当該事業所における船員保険の資格喪失日は 21 年 3 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員カードの記録から、昭和 19 年 7 月から 20 年 3 月までは 55 円、同年 4 月から 21 年 2 月までは 60 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 25 日から同年 7 月 17 日までの期間について、B 社が申立人に発行した在籍証明書及び同事業所が提出した申立人に係る船員カードの記録では、申立人が、C 丸に乗船していたことが確認できない上、当該期間における勤務実態が確認できる供述等を得ることができないほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人が提出した申立期間に係る給与内訳書により、申立人は申立期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成5年11月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B事業所の回答及び申立人が提出した申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和54年7月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から48年3月まで

両親は、A市B区内で店を営んでいた時、国民年金制度ができたので、同制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していた。

私の国民年金については、私が20歳になった時、母が加入手続を行い、保険料を納付していた。国民年金保険料は、当初、同市B区役所の担当職員が集金に来ていたが、その後、納付組合の事務員がその都度集金に来ていた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付をしていたとする母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月1日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の大半は過年度納付により国民年金保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、承知している限りにおいては、国民年金保険料をまとめて納付したことや、さかのぼって納付したことはないと供述している上、A市B区役所及び納付組合は、制度上、過年度納付の国民年金保険料を収納することはできなかつたものと考えられることを踏まえると、申立期間当時、集金により申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の記憶は、同年4月以降の申立人の保険料納付に関するもの

と考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1671

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から58年6月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納になっているとの回答を得た。夫婦で一緒に国民年金に加入し、いつも夫婦一緒に保険料を納付していたので、私の分のみ未納とされていることに納得できない。

また、未納分の保険料をさかのぼって納付した記録があるとのことであるが、そのような記憶は無いし、当時は仕事も順調で保険料を納付できない状況ではなかった。

証拠となるものは何も残っていないが、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する特殊台帳の記載により、昭和58年度及び59年度に未納期間に係る国民年金保険料の過年度納付書及び催告状が申立人に送付されていること、並びに同年度末の時点では当該未納期間の保険料が納付されていないことが確認できる上、当該特殊台帳の記載から、A市役所と社会保険事務所が同年度末までの国民年金保険料納付記録の照合を行っていることが確認できる。

また、A市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、昭和60年4月の時点では、申立期間を含む57年6月から60年3月までの国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、その後、当該未納期間の保険料のうち、申立期間直後の58年7月から60年3月までの保険料を同年10月22日に過年度納付していることが確認できることを踏まえると、同年10月の時点では、申立人は、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することがで

きず、納付が可能な国民年金保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年10月までの期間、47年12月及び48年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月から同年10月まで
② 昭和47年12月
③ 昭和48年12月から49年3月まで

私が、昭和48年12月に会社を退職した際に、同社の嘱託として勤務していた期間については、国民年金に加入していなかったことが判明した。このため、同年又は49年ごろ、当時居住していたA市内の社会保険事務所で、一度だけ国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したので、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和51年4月以降にB社会保険事務所で払い出されていることが推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点において、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、第2回特例納付の実施期間（昭和49年1月から50年12月までの期間）でもないことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することもできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁の特殊台帳により、申立人は、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を52年4月に一括して過年度納付していることが確認できることから、A市居住時に一度だけ国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したとする申立人の記憶は、同年4月に過年度納付を行ったことに関するものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①のうち、昭和 46 年 7 月及び同年 8 月については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が厚生年金保険の被保険者であることが確認できるほか、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付金額に関する記憶が明確でないなど、国民年金の加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 50 年に結婚した時に、夫が国民年金どころか国民健康保険にも加入していなかったため、驚いてA市B区役所のどこかの出張所^{おほ}で、私と夫の二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続きをしたのを憶えている。はっきり憶えていないが、同市B区に居住している時はC銀行D支店、同市E区に転居してからはF信用金庫G支店（現在は、H信用金庫I支店）で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した際にA市B区役所の出張所で、夫婦二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、以後、夫婦二人分の保険料を納付している旨を申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と同時期に払い出されていることがうかがえないとともに、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 59 年 3 月までについては、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も未納であり、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、国民年金手帳記号番号の払い出された時期から昭和 58 年以降であると推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1674

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から52年3月まで

私は、短期大学を卒業後に、A文化教室の講師として採用され、給料ではなく謝礼としての収入があった。

同教室からは、各自で国民年金と国民健康保険に加入するように言われていたので、昭和46年11月ごろに、B市C区役所D出張所へ出向き国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月14日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録、B市E区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、同年4月21日に国民年金任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和46年11月から51年4月まで居住していたB市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿の中には、申立人の被保険者名簿は確認できない上、申立人が、申立期間のうち、同年5月から52年3月まで居住していた同市E区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 46 年 7 月までの期間、平成 3 年 8 月及び 3 年 11 月から 4 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から 46 年 7 月まで
② 平成 3 年 8 月
③ 平成 3 年 11 月から 4 年 1 月まで

昭和 43 年 2 月ごろ、私は、A 市 B 区役所 C 出張所へ行き、国民年金の加入手続を行った。手続の際、国民年金手帳を受け取ったと思われるが、その時の手帳は現在所持していない。どのように納付したかは憶^{おぼ}えていないが、申立期間の国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に、妻の分とは別に、自分で毎月納付していた。国民の義務として真面目に国民年金保険料を納付してきたつもりであるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年に創設された D 社会保険事務所で払い出されていることが確認できるほか、A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 8 月 14 日に払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付金額等に関する記憶が明確でないなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である上、関係者の供述も得られず、ほかに申立

人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1676

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 41 年 3 月まで

両親が私のことを思い、国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。国民年金に加入し、保険料を納付しておれば、将来、子供のために役に立つと話していたことを憶えている。私自身は当時、大学生で収入はなく、保険料は両親が納付していた。

両親は死亡しているが、父は公務員であり、職業柄、国の制度を誠実、忠実に守っているはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号が導入された平成 9 年 1 月 1 日時点において申立人が加入していた A 共済組合の組合員証記号番号が当てられており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらず、申立人の国民年金への最初の加入は 12 年 11 月ごろと推認される上、国民年金に加入した時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から 39 年 6 月までの期間の申立人の住民票は、県外に移されており、申立期間当時、申立人の両親により、申立てのとおり^{おほ}の加入手続が行われたとは考え難い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であり、このほか申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1677

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 11 月から 59 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 11 月^{おほ}から 59 年 4 月まで

年数が経っており当時のことはよく憶えていないが、A社を退社し、数か月が過ぎた昭和 57 年 8 月ごろ、年金の未納に気付き、今のB社会保険事務所の3階に出向いた。その時に、「2か月分未納です。」と言われたことと、「未納分を今すぐ納める^{おほ}ことができますか。」と聞いたところ、「無理です。」と言われたことは憶えている。

退社後はすべて納付していると思っているので、申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、C市D区役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は同年 6 月 16 日に国民年金への加入手続を行い、同年 6 月 1 日に国民年金の第 1 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間について申立人は国民年金には未加入であり、国民年金保険料を納めることはできなかったと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 43 年 4 月までの期間、44 年 9 月から 48 年 2 月までの期間及び 48 年 6 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 43 年 4 月まで
② 昭和 44 年 9 月から 48 年 2 月まで
③ 昭和 48 年 6 月から同年 10 月まで

私は、昭和 55 年 10 月ごろ A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。そのころ、A 市の広報で特例納付ができるということを知ったので、数十万円ほど預貯金から引き出して夫婦二人分のすべての未納期間について、C 銀行 D 支店で保険料を一括納付した。

保険料を特例納付で納付した動機は、将来年金額に影響が出るといけないとの思いがあったし、経済的にも余裕があったので夫婦二人分の保険料を納めた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は第 3 回目の特例納付によって、申立期間及び申立人の夫の未納とされている期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事跡は見当たらないこと、及び申立人夫婦が婚姻したのは 56 年 10 月であることが確認できることから、申立人は第 3 回目の特例納付期間である 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日までの期間には、国民年金保険料を特例納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間当時、私が住んでいる地区では、区長が国民年金保険料を集金していた。20 歳になれば、誰でも必ず国民年金に加入して、保険料を納付するものと思っていた。

私の両親、弟や妹の国民年金保険料の領収書は 40 年前の分からあり、私の同領収書についても、関東の方へ仕事に行く時、親から受け取ったが、その後、紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料は、母親が間違いなく納付しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を母親が納付していたと主張しているところ、改製原戸籍の附票により、申立人は申立期間においてA県B町に居住していることが確認でき、社会保険事務所及び同町役場が保管する記録において、申立人が国民年金に加入していたことの記録は確認できない上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を、集金人に納付していたと供述しているが、申立人がC町（現在は、D市）在住の母親に申立期間の国民年金保険料の納付書を送付して保険料の納付を依頼したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 3 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、61 年 10 月から 62 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月まで

昭和 63 年 9 月に突然、国民年金保険料の未納通知が郵送されてきた。

送付元（社会保険事務所か市役所）に問い合わせると、国民年金の第 3 号被保険者届が出ていないということで、未納期間があるので、その期間の国民年金保険料を納付するようと言われた。送られてきた納付書の金額は十数万円と多額ではあったが、あまり深く考えずに国民年金保険料を一括で納付した。

現在、所持している領収書・領収済通知書には領収印が押されていないが、そのことには気付かなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付した当時、私は、A 市の社宅に住んでおり、社宅の友人にこのことを話した記憶があり、金額も多額であったので、納付したことだけは明確に憶えている。

現在の私の年金記録から判断すると、当時納付した十数万円については、誤って請求されたものと思われ、領収書に領収印が無いことについても、担当窓口のミスが無かったことは行政側で証明できないと思われることから、納付した国民年金保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月に突然、国民年金保険料の納付書が送付されたと供述しており、申立人が所持する社会保険事務所発行の 3 枚複写の「国民年金保険料納付書」（以下「納付書」という。）の発行年月日は同年 9 月 19 日となっている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の手帳記号番号の払出時期から見て、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの間に払い出されていると推認され、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号欄及び国民年金の記録（I）欄の記載内容から、申立人は、当該納付書が発行される前に少なくとも二度はA市役所において国民年金に関する手続を行っていたことが推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことの領収書の控えであると主張している当該納付書には、領収日付の押印が無いこと、及び本来であれば、納付時に切り取られ、社会保険事務所で保管されるべき領収済通知書が残存していることを踏まえると、申立人が所持する当該納付書は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料とは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 62 年 3 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、61 年 10 月から 62 年 2 月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 63 年 6 月まで

県外の会社を退職して昭和 54 年 2 月に A 郡 B 町に帰り、B 町役場に出向いて国民年金の加入手続を行ったが、手続に当たっては女性の職員が社会保険事務所に連絡を取ってくれた。

加入手続時に渡された年金手帳の国民年金の記号番号欄に記載が無いので、質問すると年金記号番号は一緒だから心配ないと言われた。

同町役場から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、毎月、遅れないように C 信用金庫、D 銀行又は同町役場で納付した。領収書に押された領収印の色は朱色、青色又は黒色であった。

申立期間の国民年金保険料の領収書は処分したので直接の証拠は無いが、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る「国民年金被保険者資格取得届」（平成 20 年 11 月 17 日付け受付）により、申立人の国民年金被保険者資格は、適用漏れを理由に昭和 53 年 12 月 26 日にさかのぼって取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者資格取得日の記載が無い上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できず、B 町役場において申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡も見当たらないなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B 町役場が、113 か月もの長期間にわたる申立期間において継続し

て、申立人の国民年金手帳記号番号を記載しないで国民年金保険料の納付書を発行し、申立人に同納付書を送付するとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年6月までの期間、61年9月から62年3月までの期間及び62年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 61 年 6 月まで
② 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 6 月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、金融機関において自分で納付し、税理士事務所で領収書を確認してもらった上で確定申告の手続をしていたので、申立期間の保険料が未納とされているのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年から 62 年までの期間及び平成 12 年から 20 年までの期間の確定申告書を提出しているところ、そのうち昭和 59 年から 62 年までの確定申告書については、社会保険料控除の内訳について確認することができない上、平成 12 年及び 14 年から 16 年までの確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の金額は、社会保険庁の記録により納付済みとされている当該期間の国民年金保険料と一致していないことから、申立期間に係る確定申告書に記載されている社会保険料控除額についても、申立人が実際に納付した金額が正確に記載されたものとは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

また、社会保険庁の記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を、申立期間である同年 4 月から平成 5 年 4 月までの期間に数回にわたり追納している記録が確認できるとともに、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの期間については、社会保険庁の記録によ

ると、国民年金保険料が時効後に納付されたため、当該保険料は 61 年 7 月及び同年 8 月、62 年 4 月及び同年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月の保険料としてそれぞれ充当した上で、差額分は還付したことの記録が確認できることから、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられるなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から23年1月1日まで
② 昭和25年4月3日から同年6月1日まで

私は、昭和20年9月1日から22年12月31日までA県のB町（現在は、C市）営製造所に勤務しており、39年にC市長が発行した当該事業所での勤務証明もある。一緒に勤務していた弟は、当該期間が厚生年金保険の加入期間とされているらしいので、私の当該期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和25年4月3日から同年6月1日までは、D社（現在は、E社）F工場に勤務しており、当該期間を対象とした失業保険被保険者離職票も所持しているため、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、一緒に勤務したとする申立人の弟の供述及び申立人が所持するC市長の勤務証明書から判断すると、申立人が当該期間においてB町営製造所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、C市役所には、当該事業所に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、申立人は、同僚についての記憶も無いことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、一緒に勤務していたとする申立人の弟についても、当該事業所に

おける厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する失業保険被保険者離職票により、申立人が当該期間においてD社F工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、「D社当時の関係記録は一切無く、当該申立てについては調査不能である。」と回答している上、申立人と同月に入社した同僚のうち連絡が取れた二人は、いずれも申立人を記憶していないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の当該期間における被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年5月1日まで
平成3年1月から同年4月までA県の医療法人B病院に勤務しており、給与から30万円ぐらいの厚生年金保険料等が控除されていた。
社会保険庁の記録では、申立期間について、厚生年金保険に加入していないことになっているが、確かに勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

医療法人B病院は、「正規職員であれば人事記録等は保管しているが、申立人に係る記録が保管されていないことから、申立人は非常勤職員ではなかったかと思われる。」と回答し、申立期間当時から当該事業所に勤務している同僚の医師は、「申立人のことは知っている。任用等の事務手続のことは良くわからないが、当時、当該事業所では地域的な問題もあり、医師の出入りが多く、申立人は新任で若かったこともあり、試用期間があったかもしれない。」と供述している。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）では、申立期間における申立人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、医療法人B病院に係る社会保険庁のオンライン記録において、申立期間における厚生年金保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所の事業主は、「申立期間に係る給与の支払い、厚生年金保険料の控除等について、根拠となる資料が無いので、不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げる申立期間当時の事務長は、「申立人についての記憶が無く、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と供述

していることから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間において自ら国民年金保険料を納付した。」旨を供述しており、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会）から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

私は、人材派遣会社である A 社から B 病院（現在は、C 機構 D 医療センター）に派遣され、業務に従事していたが、平成 12 年 10 月に派遣元の事業所が変わったため、その事業所に転籍して、B 病院には継続して勤務していた。

しかし、平成 12 年 9 月まで A 社から派遣されていた期間について、同僚は厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、人材派遣会社である A 社から同業者である E 社に移籍したとし、同時に移籍したとする同僚一人については、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）に被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該同僚は、「申立事業所には試用期間があり、入社 3 か月後から厚生年金保険料を控除された。」と供述し、申立人が名前を挙げるもう一人の同僚は申立人のことを憶えていると供述するものの、同人の被保険者記録は確認できない。また、申立人は、「派遣元事業所を移籍した後、給与の手取り額が減少した。」と申し立てているが、申立事業所から申立人と一緒に B 病院に派遣された後、E 社に移籍した前記同僚は、「給与の手取り額は余り変わらなかった。」と供述していることを踏まえると、申立事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同記録において、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録も確認することができない。

さらに、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は、既に死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年から25年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない上、申立人が名前を挙げる同僚は、適用事業所となった同日（昭和26年3月1日）に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、「A社は、C社（現在は、D社）の系列会社である。」と申し立てているが、B社では、「創業当時を知る者は無く、また、関連資料も保管していないため申立事実を確認できない。当時のC社は取引先ではあるが、別法人である。」と回答し、D社では、「A社は当社の子会社等の系列企業ではない。資料の保存期限を経過しているため当時の記録は残っておらず、申立事実は確認できない。」と回答している上、C社の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿においても申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 21 日から 40 年 2 月 5 日まで
(A社)
② 昭和 44 年 2 月 4 日から同年 10 月 6 日まで
(B社)
③ 昭和 49 年 5 月 21 日から 54 年 5 月 1 日まで
(C社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。当時は、被保険者証を持参しないと就職できない時代であり、半年や数年も国民年金に加入している訳がないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 37 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所の記録によれば、同事業所は、申立人の資格喪失日と同日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人を含む在籍していた従業員の全員が同日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、全員について健康保険証を返納した記録が確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は確かに勤務しており、自分と同じころに辞めたと思う。会社は経営が思わしくなかった。だから途中で従業員全員について、厚生年金保険被保険者資格を同時に喪失させたのだと思う。その後しばらく勤務し、自分が退職後間もなくして会社は倒産した。」と供述している。

さらに、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間①当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和40年2月5日、同喪失日は44年2月4日とされており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人より前に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間②において同資格を喪失した記録のある同僚は、「申立人は、自分より後に入社し、自分より先に辞めた。」と供述しており、当該供述内容は社会保険事務所の申立人の被保険者資格の得喪記録と符合する。

さらに、B社は、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和44年10月6日、同喪失日は49年5月21日とされており、申立人の申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、被保険者資格喪失に伴い健康保険証を返納した記録が確認できる上、公共職業安定所の記録によれば、申立期間③における申立人に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

また、C社は、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しており、改製原戸籍の附票の記録では、申立人は申立期間中の昭和54年3月5日に、C社の所在地とは異なるD市に転入していることが確認できる。

さらに、申立期間③について、申立人はE社に勤務していた可能性があるが、別途申し立てしているが、申立人が同社の事業主として名前を挙げた者の供述などから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③においてF社に勤務していたことが推認できる。

- 4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておら

ず、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 10 日から同年 7 月 14 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、平成 2 年 7 月 14 日まで A 社 B 営業所で勤務していたにもかかわらず、同年 4 月 10 日までの加入記録しか確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立人の A 社における離職日は平成 2 年 4 月 9 日と記録されている上、C 年金基金に係る加入記録の終期は同年 4 月 10 日と記録されており、これらの記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

また、公共職業安定所が提出した「雇用保険受給資格者証」には、上記のとおり、平成 2 年 4 月 9 日離職（自己都合）、同年 5 月 14 日求職申込み、同年 7 月 14 日就職、再就職手当などの事項が記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた者を含む複数の同僚から聴取したが、申立人が申立期間においても A 社で勤務していたことについての供述は得られない。

加えて、A 社は、平成 9 年 1 月以降の退職者に係る人事記録のみが保存されているため、申立人が同社に在籍していたか否かについては不明であると回答している。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月から20年11月まで
社会保険事務所に年金の加入記録を照会したところ、昭和19年3月から20年11月まで勤務したA社（現在は、B社）の加入期間が19年11月18日までとの回答をもらった。20年11月まで船員として働いていたのは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務局が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人は昭和19年8月7日に被保険者資格を取得し、同年11月19日に同資格を喪失したと記録されており、申立期間における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が乗船していたとするC丸は、社会保険事務局が保管する戦時加算名簿によると、沈没した同年11月19日まで戦時加算の対象となっていることが確認でき、社会保険庁が保管する船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても資格喪失日は同年11月20日と記録されており、これらの記録は上記船員保険被保険者記録とほぼ符合する。

また、申立人は、C丸沈没後、待機期間等を経て昭和20年5月ごろに、A社が所有するD丸に乗船し、怪我により一時下船し、終戦を病院で迎え、再度乗船し、同年11月ごろに、船長等の下船に伴い自身も下船したと供述しているが、社会保険事務局が保管するD丸に係る船員保険被保険者名簿では申立人の被保険者記録は確認できない上、上記旧台帳においても、申立人のD丸に係る記録は確認できない。

さらに、B社は、当時、E会が被保険者資格の得喪届、保険料納付、保険料控除等のすべてを行っていたため、同社では不明であると回答している上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、D丸に係る上記船員保険被保険者名簿

により名前が確認できた同僚3人から聴取したところ、一人から申立人の勤務に関する供述は得られたが、その期間は特定できず、申立人と同じ業務に従事する者の名前等、保険料控除に関わる事情は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 21 日から 54 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

しかし、5年間も国民年金の期間であるということには納得できない。新たに申立期間に勤務していた事業所としてA社を思い出したので、もう一度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、法人登記の記録も確認できないが、申立人が同社の事業主として名前を挙げた者の供述、及び当該事業主が代表取締役としての法人登記の記録が確認できる事業所の所在地及び業務内容が申立人の申立内容と一致することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人はB社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社は昭和 51 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同日から同社が適用事業所に該当しなくなった 52 年 7 月 26 日までの期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社の社名変更前の事業所であるC社（昭和 45 年 6 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった際の名称はD社）についても、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、

適用事業所に該当しなくなった昭和 51 年 3 月 25 日までの申立期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が事業主として名前を挙げ、かつ、B 社及び C 社の代表取締役として確認できた者は、「申立人は営業の仕事をしていた。営業の人は歩合給で厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、被保険者名簿により名前が確認できた同僚 4 人からは、「名前は分からないが、会員を勧誘する仕事をしていた者がいた。」との供述しか得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 42 年 1 月 4 日から A 社（現在は、B 社）に勤務した。同年 6 月までは見習いで条件付きだったが、同年 7 月から正社員にしてもらえるはずであった。しかし、当時は C 大学第二部の勤労学生であったこともあり、正社員とされるのが 43 年 1 月まで遅れた。したがって、同年 1 月からは正社員であったはずなので、厚生年金保険の記録が同年 7 月からとなっているのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した申立人に係る「昭和 43 年分所得税源泉徴収簿」により、申立人は、少なくとも昭和 43 年 1 月から、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿によれば、申立人の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）は、昭和 43 年 8 月分の給与から控除が開始されており、申立期間における控除は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚からは、申立期間における厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1518 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 12 日から同年 8 月 12 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に係る資格取得日が昭和 43 年 8 月 12 日となっていた。申立期間について厚生年金保険に加入していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、公共職業安定所の記録によれば、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 43 年 8 月 12 日となっており、当該記録は社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日の記録と一致していること、同事業所では申立人に係る関係資料を保存していないと回答していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において健康保険被保険者証を使用した記憶があり、間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当該事業所に勤務していた申立人の同僚からは、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1519（事案 324 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年から 63 年 10 月 19 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市にあった「B店」（当時、C市のD社が経営し、厚生年金保険の適用事業所としてはE社として届出）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、E社においても、申立人に係る関係資料等はないと回答している上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が全額申請免除とされていることが確認できるなどとして、既に当委員会の決定に基づき 20 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所に勤務していた同僚二人は、それぞれ、「私は専門技能者だったので正社員として社会保険に加入していたが、パート従業員は社会保険に加入しておらず、国民年金に加入しなければならなかったと思う。」、「私は店舗部門の人事を担当していたが、店舗部門の正社員は、専門技能者のほかに店長や出納業務担当者などで、C市において採用していた。パート従業員については各店舗において現地採用しており、具体的な採用基準

等は記憶していないが、仮にパート従業員を社会保険に加入させていれば、会社に関係資料が保存されていると思う。」と供述している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月2日から25年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C礦業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。昭和22年4月にD技術学校の第1期生として採用され、同社C礦業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社提出の「厚生年金保険被保険者票」及び社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は同社C礦業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和24年5月2日に喪失し、25年4月1日に再取得しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人と生年月日が近く、かつ、同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる24人について、その被保険者記録を確認したところ、うち22人は、申立人と同一日に同事業所における被保険者資格を喪失し、申立人と同一日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、B社では、申立人に係る関係資料等は保存していないと回答している上、申立人と同じD技術学校の卒業生3人に聴取したところ、それぞれ、「申立人と同様に昭和22年4月にA社C礦業所の技術訓練工として採用されたが、3年目からD技術学校の学生となり、25年3月に第1期生として卒業した。弟も同校の卒業生であるが、学生の間は厚生年金保険に加入していな

かったと記憶している。」、「申立人と私はD技術学校の同級生であり、私の厚生年金保険の被保険者記録も申立人と同様の取扱いとなっているが、その理由については分からない。」、「D技術学校は、昭和 24 年 4 月ごろに、将来、A社で勤務する中堅クラスの技術者の育成を目的として設立され、同校の学生には在学期間中に奨学金が支給され、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、当時、A社では、D技術学校における学生について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、D技術学校は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 9 月まで

昭和 58 年 11 月に退職したA社に、当時の同僚二人とともに 60 年 4 月に再就職し、同社B支社の課長として勤務した。同僚の証言もあり、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務状況に関する申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、社会保険の事務を担当していた者は既に死亡しているが、その後、同事務を担当していた者は、「請負契約等で適用除外になる者を除いて、社員は必ず厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、当該事業所に勤務していた者で、厚生年金保険に加入していない事実が確認できることから、当該事業所は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は昭和 60 年 6 月 25 日に国の実地検査が行われており、同日付けで複数の被保険者の資格取得日が訂正されているとともに、遡^{そきゅう}及して資格を取得している者が確認できるが、申立人の被保険者記録を確認することができず、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、当時の関連資料を保管していないため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認す

ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から38年4月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで
③ 昭和42年2月から43年5月まで
④ 昭和44年11月から45年12月まで
⑤ 昭和46年2月から同年9月まで
⑥ 昭和46年9月から同年12月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間①、③、④、⑤及び⑥については勤務したことがある事業所に係る記録が確認できず、申立期間②については実際にその事業所に勤務したと記憶している期間とは異なる期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる旨の回答であった。

申立期間の勤務先はそれぞれ異なるものの、当時は家庭もあったため、転職の際は会社が社会保険に加入しているか否かは確認しており、これまで社会保険に加入していない事業所で働いたことは無いと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA市B区で車両の販売・修理を行う事業所「C」に勤務していた旨供述しているが、社会保険庁の記録により、同市B区を管轄する社会保険事務所に係る厚生年金保険の適用事業所として、同市B区においては「C」に関連する名称の事業所は確認できない上、管轄法務局に照会したところ、当該事業所に係る商業法人登記簿は確認できない旨の回答があった。

また、社会保険庁の記録により、申立てに係る厚生年金保険の適用事業所としてA市D区に所在するC社が確認できるが、社会保険事務所が保管

する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間において申立人に係る記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該被保険者名簿により、申立人が申立事業所に同時期に勤務したと記憶している者に係る記録は確認できず、同名簿に当該期間に被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立てに係る事実を確認することができない。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の記録により、申立人のE社に係る厚生年金保険の被保険者記録は昭和39年12月1日から40年3月30日までの期間であること、及び申立人が当該事業所の後に勤務したと記憶しているF社に係る厚生年金保険の被保険者記録が39年3月9日から40年9月1日までの期間であることが確認できるが、E社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人が申立期間②の一部の期間について当該事業所に勤務していた旨供述していることから判断すると、申立人が39年12月1日以前からE社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和39年12月1日であり、同喪失日が40年3月30日であることが確認でき、当該記録は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、申立人が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険の記号番号の前後の番号の被保険者については、社会保険庁のオンライン記録により、昭和39年12月に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所が同時期に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を同年12月1日として社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。

- 3 申立期間③については、申立人は、A市D区内の「G社H営業所」又は「I社」に勤務していた旨を供述しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認することはできず、管轄法務局に照会したところ、当該事業所に係る商業法人登記簿は見当たらない旨の回答を得た。

また、申立人は、申立事業所において、弟と一緒に勤務していた旨を供述しているが、社会保険庁の記録により、当該期間において申立人の弟が厚生年金保険に加入していた記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録により、当該期間においてA市D区に確認できる厚生年金保険の適用事業所のうち、「G社」に係る事業所として2か所の事業所が確認できるが、当該2事業所に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿に申立人に係る記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立期間④については、申立人は、J市の「K社L店」又は、「K社M店」に勤務していた旨を供述しているが、社会保険庁の記録により、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、管轄法務局に照会したところ、当該事業所に係る商業法人登記簿は見当たらない旨の回答を得た。

また、社会保険庁の記録により、申立人が記憶する申立事業所の所在地周辺に「K社」に係る厚生年金保険の適用事業所として、N社が確認できるが、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は当該期間後の昭和49年7月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立事業所において、弟と一緒に勤務していた旨を供述しているが、社会保険庁の記録により、当該期間において申立人の弟が厚生年金保険に加入していた記録は確認できない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、O社において車両の整備等の仕事を行っていた旨を供述しているが、社会保険事務所が保管するO社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格記録が確認できる同僚に照会したところ、当該事業所に採用された際、採用して一定期間を経過した後に試験を受ける必要があり、当該試験に合格して初めて正職員として採用された旨の供述をしており、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿において、申立人に係る記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は既に破産終結し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業法人登記簿により確認できる取締役等に照会したものの、当該期間に係る関連資料等は保管しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

- 6 申立期間⑥については、申立人は、P社で運転手として勤務した旨を供述しているが、当該事業所に照会したところ、運転手については、一定期間ごとに契約更新を行っていた旨を回答しており、社会保険庁の記録により、当該事業所においては、厚生年金保険被保険者資格の喪失、再取得を複数回繰り返している者が多数いることが確認できる上、当該期間の3か月の期間においても、昭和46年11月20日に87人の者がいったん同資格を喪失し、そのほとんどの者が同年11月20日に当該事業所において同資格を再取得し

ていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する P 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人に係る記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認することができない。

- 7 すべての申立期間について、公共職業安定所の雇用保険情報により申立人に係る記録は確認できない上、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1523

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 26 日から 36 年 3 月 10 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A社の下請会社に勤務していた期間の記録が無いとの回答であった。
A社に勤務していた従兄弟の紹介で、同社の下請会社に就職し、三交代制の作業員として勤務していた。毎月の給与から祖父母に 2,000 円を送金したことを記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従兄弟の供述、及び同社の作業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。
しかしながら、申立人は勤務していた事業所の名称を憶えておらず、A社の下請会社に勤務していたとする申立人の主張を基に、同社及び同社の下請会社であったB社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連資料は無い上、事業主の供述も得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A社の他の下請会社としては、C社以外に関連事業所等が特定できず、社会保険庁の記録によれば、C社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。